

○国立大学法人埼玉大学教育機構教育企画室規程

〔平成24年6月21日〕
規則第14号

改正 平成27. 3. 20 26規則79 令和2. 5. 28 2規則8
令和5. 2. 16 4規則43

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学教育機構規程第4条第2項の規定に基づき、教育機構教育企画室（以下「教育企画室」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 教育企画室は、全学の教育に関する企画・立案を学長に提言し、実施することを目的とする。

(業務)

第3条 教育企画室においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 全学の教育に係る事項についての企画・立案
- (2) 教養・スキル・リテラシー科目の企画・立案
- (3) その他教育企画室の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 教育企画室は、次の教職員をもって構成する。

- (1) 教育企画室長
- (2) 教育推進室長
- (3) 各学部長
- (4) 人文社会科学研究科長
- (5) 理工学研究科長
- (6) 事務職員
- (7) その他学長が必要と認めた教職員

(教育企画室長)

第5条 教育企画室長は、教育機構長をもって充てる。

2 教育企画室長は、教育企画室の業務を掌理する。

(教育企画室会議)

第6条 教育企画室に、教育企画室の運営と業務の遂行に関する事項を審議するため、教育企画室会議を置く。

(審議事項)

第7条 教育企画室会議は、第3条に掲げる事項について審議する。

(構成)

第 8 条 教育企画室会議は、第 4 条に掲げる委員をもって組織する。

(会議)

第 9 条 教育企画室会議に議長を置き、教育企画室長をもって充てる。

2 議長は、教育企画室会議を招集し、これを主宰する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

4 教育企画室会議は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 10 条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(教育推進室)

第 11 条 教育企画室の下に、全学の教育に関する事項を実施及び推進するため、教育推進室を置く。

2 教育推進室に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第 12 条 教育企画室の事務は、学務部教育企画課において処理する。

(雑則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年6月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成27. 3.20 26規則79)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、改正前の第6条第1項の規定による教育学部に所属する教員並びに理工学研究科に所属する教員のうち理学部教育を担当する教員及び工学部教育を担当する教員のうちから委嘱された兼任教員は、改正後の第6条第1項の規定による兼任教員とみなし、その任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則 (令和2. 5.28 2規則8)

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則 (令和5. 2.16 4規則43)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。